

審 査 基 準 表

令和7年度みやざきフードビジネス人材育成支援事業業務委託

審査項目	審査内容	配点	総合
企画内容	各テーマについて、必要な内容が盛り込まれているか。	20 (5点×4)	50
	講座の効果を高めるための魅力ある提案となっているか。 (実践講座、講師の選任等)	15 (5点×3)	
	人材育成(リスクリング)に資するものとなっているか。 (企業が派遣したいと思う内容か。)	10 (5点×2)	
	オンライン受講への対応は可能か。	5 (5点×1)	
業務実施体制	本業務を適正に実施できる人員体制となっているか。 (県職員の補助を想定したものとなっていないか。)	15 (5点×3)	35
	受講生募集の周知方法は十分か。	10 (5点×2)	
	本業務を適正に実施できる講座スケジュールとなっているか。 (複数テーマの受講が可能か。)	10 (5点×2)	
経済性	提案内容に対し経費の積算は妥当であるか。	5 (5点×1)	10
	節減が図られているか。 ※得点＝(配点(5点)×最少提案価格／提案価格)	5 (5点×1)	
実績	本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	5 (5点×1)	5
合計		100	100

【審査方法】

- 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- 全ての委員の点数を集計する。
- 集計の結果、合計点数がもっとも高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、最高点(同点を含む)を付けた委員が多いものを優先することとし、それでも順位がつかない場合は、委員による協議により決定する。
- 最低基準点は180点(満点300点(100点×3名)×6割)とする。
- 集計の結果、最低基準点以上となる参加者がいない場合は、受託候補者を決定しない。
- 参加者が1者だけの場合において、その点数が最低基準点以上であるときは、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準(5段階)】※5段階の評価基準をベースに審査内容に応じた係数を乗じて採点する。

- 標準より非常に優れた提案
- 標準より優れた提案
- 標準的な提案
- 標準よりもやや劣る提案
- 標準より劣る提案